

(4) 洞爺湖岸景観形成重点区域の届出対象行為

| 行為の種類 | | 洞爺湖岸景観形成重点区域【Ⅰ】 | 洞爺湖岸景観形成重点区域【Ⅱ】 |
|-------|---------|---|---|
| 建築物 | 新築または移転 | H: 10m または A: 1000m ² を超えるもの | H: 13m または A: 2000m ² を超えるもの |

H:高さ A:延べ面積(工作物は築造面積) S:開発区域面積

*上記以外の項目は、洞爺湖町一般区域と同様

